



# 失業などでお困りの方へ



雇用保険の対象となる方に

## 雇用保険制度の充実



パートタイム労働者でしたが、1年たたないうちに失業してしまいました。雇用保険はもらえますか？

雇止めにより離職した方については、解雇・倒産等の場合と同様に、6ヶ月の被保険者期間で受給資格を得られるようになりました。

例えば、パートタイム労働者として8ヶ月間働いていた方が、雇止めにより失業した場合にも、失業給付が支払われます。

また、従来1年以上の雇用見込みとされていた雇用保険の適用基準が、6ヶ月以上の雇用見込みに緩和され、さらにセーフティネットとしての役割が強化されました。



有期契約労働者でしたが、契約が更新されませんでした。雇用保険をもらっている間に、地元で仕事が見つかるか不安です。

雇止めにより離職された方については、解雇された方と同様の給付日数となります。

また、ご自身の年齢やお住まいの地域の雇用失業情勢を踏まえ、特に再就職が困難な場合には、給付日数が60日分延長されます。



本当は解雇されたのに、自己都合で退職した扱いに。どうすればいいですか？

事業主が離職票に記載した離職理由に異議がある場合には、失業給付申請の際に、ハローワークにご相談いただければ、適切に判断して対応します。

**失業給付申請の際は、離職票に記載された離職理由をしっかりとご確認ください。**

ご相談・お手続きは → 最寄りのハローワークへ



雇用保険を受給していない方に

## 職業訓練と生活保障の充実

（「緊急人材育成・就職支援基金」の創設）



アルバイトを繰り返してきたので、雇用保険に入っていませんでした。生活を維持しながら職業訓練を受けることはできますか？

「緊急人材育成・就職支援基金」により、新たに、雇用保険の給付を受けていない方への職業訓練と生活保障のための給付・貸付制度が創設されます。

### 職業訓練

- 再就職に必須のITスキルを習得するための3ヶ月程度の訓練や、新規成長や雇用が見込まれる分野への就職に向けた基本能力習得のための長期訓練（6ヶ月～1年程度）といった、多様なメニューを用意。
- 既に実施している公共職業訓練と合わせて、3年間で100万人の訓練機会を提供。

### 訓練期間中の生活保障給付及び貸付制度

- 単身者には月10万円、扶養家族を有する方には月12万円の手当を支給。
- 希望する方にはさらに貸付（それぞれ上限月5万円、月8万円）も実施。

※「雇用保険の給付を受けていない方」には、雇用保険の受給資格がない方、受給が終了した方、自営廃業者等が含まれます。

ご相談・お手続きは → 最寄りのハローワークへ



会社が倒産して賃金を受け取れないまま退職した方に対して、**未払賃金の立替払制度**があります。

これは、未払賃金の一定範囲について、国（独）労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う制度です。立替払の対象となる未払賃金は、退職日の6ヶ月前以降の未払賃金で、①定期賃金（休業手当を含む。）、②退職金が対象となります。

ご相談・お手続きは → 最寄りの労働基準監督署へ